

## 鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県介護職員スキルアップ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、多忙な介護現場等で働く職員が多様な研修に参加することが可能となることで、介護職員等の資質向上とキャリアパスの構築を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長及び障がい福祉課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃

止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表1（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
(1) 介護人材等キャリアアップ研修支援事業	・県内に所在する介護サービス事業者（介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく介護サービス事業者とする。）	現任介護職員等のキャリアアップに資する研修の受講費	1/2	1人につき50千円
(2) 各種研修参加に係る代替要員の確保対策事業	・県内に所在する障害福祉サービス事業者（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定による指定を受けた事業者とする。以下「障害福祉サービス事業者」という。）	現任介護職員等の研修受講中の代替要員確保のため、新たに雇用し、又は労働者派遣事業者から新たに派遣される職員（以下「代替職員」という。）に要する人件費	10/10	7,875円/日×代替職員の勤務日数（研修受講に要する日数を上限とする。）

※対象の研修は別表2のとおりであり、年度内に修了する研修であること。

別表2

補助対象研修	別表1の第1欄に掲げる事業	
	(1)	(2)
①介護職員初任者研修	—	○
②介護福祉士実務者研修	—	○
③生活援助従事者研修	○	○
④喀痰吸引等研修	○	○
⑤認知症ケアに携わる介護従事者の研修（認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修）	○	○
⑥サービス提供責任者研修	○	○
⑦（公社）日本介護福祉士会が定める生涯研修体系（介護福祉士基本研修、ファーストステップ研修、認定介護福祉士養成研修）	○	○
⑧その他障がい福祉課長が認める障害福祉サービスの資質向上につながる研修（障害福祉サービス事業者に限る。）	○	○

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業計画（報告）書

1 事業者情報

法人名	
法人住所	〒
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

※一般課税事業者の場合、税抜金額で申請（報告）を行ってください。

2 事業内容等

補助事業 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> (1) 介護人材等キャリアアップ研修支援事業 <input type="checkbox"/> (2) 各種研修参加に係る代替要員の確保対策事業
受講者数 ※1	名 ( 名)
代替要員数 ※2	名

※1：補助事業（2）を活用する場合は、別表2の補助対象研修①及び②の研修受講者も含めた人数を（）書きで追記してください。

※2：該当の場合のみ記載してください。

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 添付資料

申請	実績報告
<input type="checkbox"/> 所要額算出内訳書（別紙） <input type="checkbox"/> 受講研修概要が確認できる資料（受講要領、研修案内チラシ等） <input type="checkbox"/> その他参考となる資料	<input type="checkbox"/> 所要額算出内訳書（別紙） <input type="checkbox"/> 受講研修概要が確認できる資料（受講要領、研修案内チラシ等） ※申請時と変更がある場合のみ <input type="checkbox"/> 研修受講が確認できる資料（修了証の写し等） <input type="checkbox"/> 代替要員の勤務状況が確認できるもの（勤務表など） ※補助事業（2）の場合のみ <input type="checkbox"/> 支払根拠書類 <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書 <input type="checkbox"/> その他参考となる資料

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

科目	本年度予算（決算額）	前（本）年度予算額	比較	備考
県補助金				
その他				
計				

2 支出

（単位：円）

科目	本年度予算（決算額）	前（本）年度予算額	比較	備考
補助事業 （1）				
補助事業 （2）				
計				

※一般課税事業者の場合、税抜額で記載してください。

様

鳥取県知事

年度鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金交付要綱（令和7年5月28日付第202500023161号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

申請者名：

年度鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について、鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付要綱第5条の規定による補助金額の確定額  
（ 年 月 日付第 号による補助金交付決定額）  
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円
- 5 添付資料
  - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
  - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

(別紙)

年度鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額

円

- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助金の使途の内訳

(単位：円)

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分			
経費の内訳						
	合計					

(2) 課税売上割合

%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法